

国立大学授業料の納付方法の拡大（回答）

－管区行政評価局のあっせんを踏まえたあっせんに対する関係機関の回答－

総務省行政評価局は、当省北海道管区行政評価局（以下「北海道管区局」という。）、中国四国管区行政評価局（以下「中四国管区局」という。）及び九州管区行政評価局（以下「九州管区局」という。）の関係大学に対するあっせんを踏まえて、このような問題は、上記の管区局管内に限らず、全国的に発生していると考えられるため、平成25年9月6日に文部科学省にあっせんし、同年12月10日に文部科学省から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

子供が県外の国立大学に入学することになり、授業料をゆうちょ銀行から口座振替で納付しようとしたが、ゆうちょ銀行等一部の金融機関は指定外となっており、やむを得ず指定された地元の金融機関で口座振替を行った。

しかし、他都道府県からの入学者のほとんどは、同大学側が指定する地元金融機関の口座を持っていないと考えられ、それらの者に新たに当該金融機関への口座開設を求めるのは不親切である。

国立大学は、授業料の口座振替にゆうちょ銀行を利用できるようにしてほしい。

(注) 1 ゆうちょ銀行の口座から授業料等を自動的に引き落とし集金することは「自動払込み」というが、本あっせんにおいては「口座振替」の用語を用いている。

2 中四国管区局で受け付けた行政相談は、「授業料の納付方法が振込みしか認められていないため、口座振替による授業料の納付も認めてほしい」というものであった。

（あっせん要旨）

文部科学省は、北海道管区局、中四国管区局及び九州管区局が行ったあっせんの趣旨を踏まえ、利用者の利便の一層の向上を図る観点から、全国の国立大学法人に対して、授業料の納付について、口座振替ができる金融機関及び振込みにおける指定金融機関の拡大を図るよう要請することが適当である。

（回答要旨）

文部科学省では、あっせんの実現に向けて、次の措置を講じたと回答。

平成25年10月30日、全ての国立大学法人財務担当理事に対し、総務省のあっせんの趣旨を理解し授業料の納付方法が適切なものとなるように配慮することを要請した。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 花田 聡
電 話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>